

さいたま市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 252 条の 32 第 2 項の規定により、包括外部監査人小松聡の監査の事務を、次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	谷 中 信 人
同	都 築 龍 太

氏 名	住 所	補助させる期間
田高 禎治	東京都中央区佃 3 丁目 11 番 18－603 号	地方自治法第 252 条の 32 第 2 項に規定する告 示の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
久保 美季	埼玉県川口市幸町 1 丁目 2 番 2 －601 号	
菊地 健太	埼玉県上尾市上平中央 1 丁目 18 番地 17	